

(第1号様式)

令和 年 月 日

東京都南多摩西部建設事務所長 殿

[土地所有者]

住 所

氏 名

電 話

印

[実務取扱者]

住 所

氏 名

資格登録番号

電 話

印

河 川 区 域 証 明 (標 示) 申 請 書

私所有の下記土地と隣接する河川区域を (証明・標示・再証明) 願います。

記

土地の所在・地番 市 町 丁目 番

添付書類

- ①印鑑証明書
- ②商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (法人の場合)
- ③相続を証する書面 (相続人による申請の場合)
- ④地図 (公図) 写
- ⑤現況実測平面図
- ⑥不動産登記簿謄本又は全部事項証明書
- ⑦現地案内図
- ⑧土地所有者調書
- ⑨その他参考資料
- ⑩委任状 (代理人による申請の場合)

各1部

※再証明の場合は⑤⑧を省略することができる。

◎申請書の記入事項及び提出書類は、以下の事項に注意して作成してください。

1. 提出書類

(1) 印鑑証明書

発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

(2) 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合）

発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。ただし、登記情報提供サービスを使用して入手した履歴事項全部証明書については、法的証明力がないため、認められません。

(3) 相続を証する書面

相続による申請の場合は、相続関係説明図を作成するとともに、作成年月日、作成者氏名を記入後、作成者印を押印のうえ申請書に添付し、相続人全員で申請してください。なお、すでに遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、その相続人で申請し、遺産分割協議書の写しを申請時に添付してください。

いずれの場合も、申請時には相続を証する書面として、戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書等の原本を持参してください。確認後に返還いたします。

(4) 地図（公図）写

法務局の内容証明付きの地図（公図）の「原本」又は「原本を複写したもの」を提出し、申請箇所を赤色で表示してください。また、複写した場合は調査者の記名・押印をしてください。ただし、登記情報提供サービスを使用して入手した地図（公図）については、法的証明力がないため、認められません。

(5) 現況実測平面図

現況実測平面図は、形状が明確に把握できるよう申請地及び周辺に道路・水路・境界標識（石標等）・塀及び家屋等の地形、地物を明記した正確な実測図（縮尺250分の1を標準とし、方位及び土地の地番を記入する。）を作成してください。

(6) 不動産登記簿謄本又は全部事項証明書

発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。ただし、登記情報提供サービスを使用して入手した全部事項証明書については、法的証明力がないため、認められません。

(7) 現地案内図

最寄り駅から申請地に至るまでの道順及び主な目標・バス停等を記載してください。

(8) 土地所有者調書

申請地（箇所）の両隣及び隣接する河川区域内の不動産登記簿を調査し記入してください。また、必要に応じて河川敷地を挟む反対側の土地についても（向こう三軒両隣の範囲で）不動産登記簿を調査し、記入してください。

(9) その他参考資料

必要に応じて添付してください。（旧公図・地積測量図等）

(10) 委任状

代理人が申請者に代わって申請等を行うときは、委任する事項を明記した委任状及び委任者の印鑑証明書等を添付してください。

2. 河川区域標示図の提出

河川区域の現地立会が完了した場合、河川区域標示図を作成し提出してください。また、東京都保管用（確認欄の作成及び申請者の押印並びに図面作成者欄の作成及び実務取扱者の署名押印が必要）、区域証明用（図面作成者欄の作成及び実務取扱者の署名押印が必要）の区域標示図もそれぞれ作成してください。

※注意事項

1. 申請書の取下げについて

何らかの理由等により、申請書を取下げたい場合は、河川管理者まで連絡してください。別途取り下げの申請をしていただく必要があります。

2. 申請書の返戻について

原則として、申請後3ヶ月を経過しても河川管理者の責に帰さない事由で現地立会を行う条件が整わない場合、又は現地立会完了後2ヶ月を経過しても河川管理者に河川区域標示図を提出されない場合は、申請書を返戻します。